

旧水槽付消防ポンプ自動車売却に係る  
一般競争入札実施要項  
(入札説明書)

鹿児島県 大崎町 総務課

旧水槽付消防ポンプ自動車売却に係る一般競争入札の概要

○入札の公告

令和6年4月1日（月）

○入札説明書の配布開始

同日



○入札参加申込受付期間

令和6年4月1日（月）午前9時00分から  
令和6年5月15日（水）午後5時00分まで  
（土日祝日除く）



○売却物件の公開

令和6年4月1日（月）午前9時00分から  
令和6年5月15日（水）午後5時00分まで  
（土日祝日除く）



○開札，落札者決定

令和6年5月17日（金）午前10時00分から



○売買代金の納入

落札者決定日の午後3時まで  
（大崎町役場会計課窓口にて納入）



○所有権移転及び車両引渡し

売買代金納入後（土日祝日除く）



○消防車両記名消去作業・赤色回転灯作動無効化作業

車両引渡し後2週間以内

## 旧水槽付消防ポンプ自動車売却に係る一般競争入札実施要項

- 1 事業名 旧水槽付消防ポンプ自動車売却事業
- 2 入札に付する物件  
別紙1「旧水槽付消防ポンプ自動仕様書」のとおり（以下、「売却物件」という。）
- 3 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 入札に参加できる者は、個人・法人を問わず次の要件をすべて満たすこと。
    - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - ② 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
    - ③ 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
      - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
      - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
      - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
      - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
      - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
      - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
      - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
      - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
      - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
    - ④ 入札実施日の午後3時までに消費税を含む落札額の全額を納付できる者であること。
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
  - (1) 場 所 大崎町町役場 総務課 消防防災係
  - (2) 時 間 令和6年4月1日（月）午前9時00分から  
令和6年5月15日（水）午後5時00分まで（土日祝日を除く。）
  - (3) その他 大崎町ホームページからも確認することができます。

## 5 公売物件の公開の場所及び期間

- (1) 日時 令和6年4月1日(月) 午前9時00分から  
令和6年5月15日(水) 午後5時00分まで(土日祝日を除く。)  
○見学又は説明が必要な方は、事前に予約が必要です。  
○試乗、試運転はできません。
- (2) 場所 大崎町役場駐車場(鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1029番地)

## 6 入札参加申込みについて

- (1) 入札参加希望者は、次の書類を提出してください。  
○入札参加申込書(様式第1号)  
○入札参加者名簿(様式第1号の2)  
○公的機関が発行する証明書の写し(直近3か月以内のもの)  
・個人の場合(住民票, 運転免許証, 保険証, パスポート等)  
・法人の場合(登記事項全部証明書)  
○住所(所在地)のある自治体の納税証明書又はその写し(直近3か月以内のもの)  
※令和5年度の市町村税全税目
- (2) 書類提出期間  
令和6年4月1日(月) 午前9時00分から  
令和6年5月15日(水) 午後5時00分まで(土日祝日を除く。)  
※郵送の場合は必着とします。
- (3) 提出場所  
〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿1029番地  
大崎町役場 総務課 消防防災係
- (4) 資格審査  
資格を審査のうえ、入札参加が適当と認められた時は、入札参加決定通知書を送付し、入札参加が適当でないとして認められた時は、理由を記入して入札参加失格通知書を送付します。

## 7 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年5月17日(金) 午前9時30分受付開始  
午前10時入札開始
- (2) 場所 大崎町役場 2階応接室

## 8 入札の方法

- (1) 入札書(様式第2号)は、大崎町契約規則(昭和53年4月1日大崎町規則第3号)第13条に基づく、第3号様式その4(その他用)を用いることとし、その他の様式による入札は認めません。
- (2) 入札書に記載する金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とすること。
- (3) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

## 9 入札の無効

- (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 予定価格に達していない入札
- (9) 送付，電報又は電送の方法による入札

## 10 落札者の決定

有効な入札書を提出した者で，予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

ただし，落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは，当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお，同価格の入札をした者は全てくじを引かなければならず，くじを引かない者があるとき，及び，当該入札をした者が当該入札に立ち会っていないときは，これに代わって入札事務に関係のない大崎町職員にくじを引かせる。

## 11 その他の条件

- (1) 中古物件であり，大崎町は契約不適合責任を負わないので，使用にあたっては，落札者の責任とすること。
- (2) 公売物件は，保管場所での現状有姿による引渡しとする。よって，入札に参加するにあたっては，できる限り現物の確認を行うこと。
- (3) 引渡し後の物品輸送等の諸手続きは，落札者が行うこと。なお，物品輸送等の際の事故について，本町は一切責任を負わない。
- (4) 契約，登録等の諸手続き，運搬，引渡しに係る費用は，落札者が負担すること。
- (5) 落札決定通知を受けた者は，落札決定日の午後3時までに，入札金額に100分の10を加算した額の全てを現金で一括納入すること。
- (6) 申込関係書類は返却しない。
- (7) 当該車両を運行する際は，道路交通法並びに関係法令及び政令の定めるところにより，緊急自動車届出確認証を有さず緊急用務のため運転はできないことを了承すること。

## 12 入札保証金及び契約保証金

11の(5)を満たすことを条件に免除する。

### 13 売買代金の納入

令和6年5月17日（金）午後3時までに現金で即納すること。

### 14 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 公売物件の所有権は、売買代金が納入され、本町において納入が確認されたときに落札者に移転される。
- (2) 大崎町は、落札者が売買代金を納入した後は、公売物件に係る譲渡証明書等の書類を落札者に交付する。
- (3) 公売物件の受領後は速やかに、物品受領書（様式第5号）を大崎町に提出すること。なお、引渡し場所は大崎町役場駐車場とする。

### 15 消防車両記名消去等について

落札者は、公売物件の引渡し日を含む2週間以内に、「大崎町消防団」等の大崎町が指定する表示をすべて消去し（以下、「消防団表示消去作業」という）、また車体に取り付けてある「赤色回転灯」「赤色点滅灯」「標識灯」「サイレン」及びこれらを作動させるための「スイッチ類」または「電気配線」を取り外し（以下、赤色回転灯等作動無効化作業」という）、記名消去等完了報告書（様式第6号）、作業前、作業後の写真を添えて大崎町総務課消防防災係へ提出すること。

なお、これらに要する経費は、落札者の負担とする。

### 16 その他

- (1) 本実施要項に記載のある事項については、熟読し遵守してください。
- (2) 契約手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 都合により入札執行が延期又は中止となる場合があります。
- (4) この要項に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

### 17 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地  
大崎町役場 総務課 消防防災係  
TEL 099-476-1111（内線：212）

## 別紙 1

## 旧水槽付消防ポンプ自動車仕様書

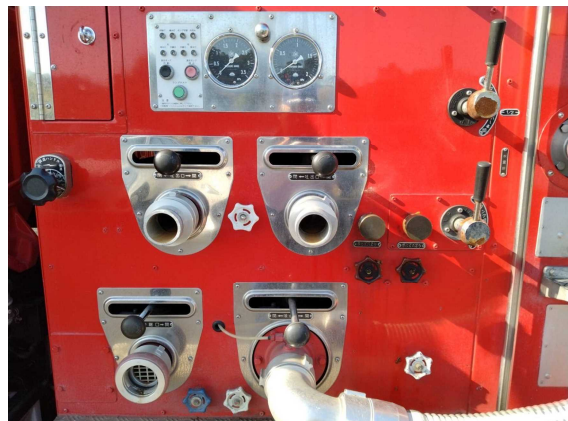
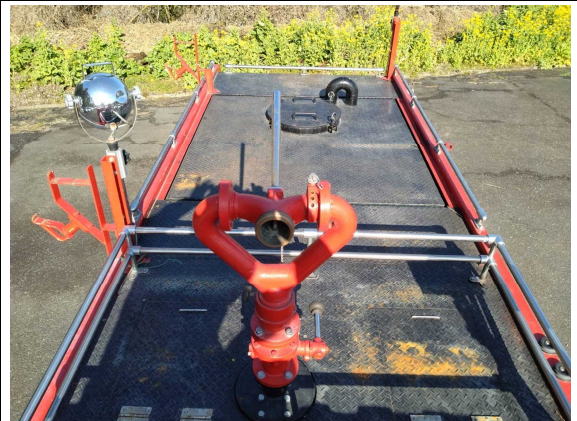
## 仕様内訳

名称	旧水槽付消防ポンプ自動車
初度登録年月	平成 13 年 3 月
走行距離	15,318 km (令和 6 年 1 月 31 日現在)
メーカー	日野
車台番号	FD1JGD10660
型式	KK-FD1JGDA改
原動機の型式	J08C
乗車定員	7 人
燃料の種類	軽油
総排気量	7.96 L
車体寸法	長さ：667 cm, 幅：221 cm, 高さ：278 cm
車両重量	5,530 kg (前前軸重：2,530 kg, 後後軸重：3,000 kg)
車両総重量	7,915 kg
駆動方式	2WD
車検の有効	車検なし (一時抹消登録済)
ポンプ能力	A-1 級
変速装置	MT (マニュアルトランスミッション)
ハンドル	右ハンドル
NOx・PM法	—
リサイクル料金	別途支払うこと

※施設内の移動等のため、走行距離は増加することがあります。



公売物件





公売物件

